平成２８年（フ）第７２号
北海道旭川市川端町３条６丁目３番13号左
債務者　島田　真弓
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
群馬県高崎市中室田町31番地
債務者　湯浅　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２９７号
埼玉県ふじみ野市苗間41番地１　ハイム大井ツカサ209
債務者　奥島　憲英
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１４号
埼玉県日高市大字高萩2394番地２　レオネクストインデムフェルド104号室
債務者　石井　宣顕
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１６号
埼玉県所沢市宮本町２丁目６番５号
債務者　牧野　和彦
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５６号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1335番地３
債務者　山口　貴江
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１０７号
静岡県富士市中野454番地の13
債務者　兼平　知弘
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第９６号
愛知県一宮市大和町毛受字宮東78番地
債務者　加藤　恵理
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２０号
愛知県岩倉市石仏町中屋敷579―２　ハヤシハイツ105、住民票上の住所愛知県一宮市千秋町勝栗字削栗283番地２
債務者　川上　裕二
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４０６号
大阪府茨木市橋の内３丁目３番３号　シティーコーポ橋の内201号
債務者　今野貴之こと　今野　貴之
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８８号
大阪府吹田市山田市場19番８－１号
債務者　冨岡　康司
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５０１号
大阪市淀川区十三本町１丁目18番８―1001号
債務者　佐藤百合子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２７号
大阪市平野区喜連東４丁目１番９号　301
債務者　濱田　稔幸
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５号
愛知県豊川市小田渕町５丁目12番地　ミルキーウェイＡ棟201号
債務者　川崎慎太郎
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３２号
北海道旭川市神居３条14丁目２番３号　越智第５マンションＢ203
債務者　阿曽　輝剛
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４０号
北海道旭川市春光５条７丁目８番10号　ハイツルシール105
債務者　久保　智行
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部